

議 第 2 号

若者世代への結婚支援の拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
文 部 科 学 大 臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在の我が国の少子化対策においては、子育て支援や子どもへの支援が重視される中、結婚前の20代を中心とした若者世代に対する結婚支援を含めた支援策が少ないだけでなく、学校を通じて行政に声が届きやすい高校生までと比べて、高校卒業後の若者からの声は行政が届きにくい環境にある。

若者からの政策への要望が十分に反映されない現状は、若者の実態と行政が行う支援策との乖離を生じさせるだけでなく、人生を歩んでいく上で大きな分岐点となる就職、恋愛、結婚等のライフイベントが集中する若者世代が抱える悩みや課題の解決に向けた情報提供や支援の不足につながりかねない。

こうした中、若者世代への結婚支援については、結婚を希望する若者に必要な情報や支援が不足することで結婚に踏み出せないことがないよう、若者の実態を的確に捉え、国・地方自治体が総力を挙げて取り組むとともに、子育て環境等でも男女共同参画を進め、未婚化・少子化問題を解決する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、若者世代への結婚支援を拡充し、結婚を望む若者の希望が叶う社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 若者世代をはじめ各世代の実情を把握し、効果的な結婚支援を行うこと。
- 2 若者が将来のライフイベントの際に自ら主体的に希望を実現できるよう、金融知識も含めたライフプランニング教育等の若者が悩みや不安を解消し、前向きになるための支援を強化すること。
- 3 若者の自己肯定感の向上を目的としたアドバイザーによる支援や、職業スキル・コミュニケーションスキルの向上や自分磨きを目的としたセミナー等の若者がなりたい自分になるための支援を強化すること。
- 4 大学・職場でのイベントや共通の趣味・興味を持つ若者の交流会の開催等の若者が望む自然な交流支援等の出会いの創出を促進すること。
- 5 地方自治体が行う若者の結婚支援の取組への財政措置等を拡充すること。